

令和七年

鹿児島県議会

決算特別委員会会議録

第三号（商工労働水産部）

一、委員会を開催した年月日、場所

令和七年十月八日（水曜日）

産業経済委員会室

二、出席した委員の氏名

永井 章義	委員長
森 昭男	副委員長
いぬぶし 浩幸	委員
元山 ひさや	〃
小川 みさ子	〃
岩重 あや	〃
しらいし 誠	〃
田畑 浩一郎	〃
大久保 博文	〃
前野 義春	〃
柳 誠子	〃
藤崎 剛	〃
田之上 耕三	〃

三、欠席した委員の氏名
なし

四、出席した委員外議員の氏名

なし

五、鹿児島県議会委員会条例第十九条による出席者

商工労働水産部	北村 貴志 部長
	村田 俊郎 次長（水産）
	田代 孝也 商工政策課長
	前田 旬一郎 中小企業支援課長
	溝口 俊徳 産業立地課長
	栗野 寛教 新産業創出室長
	大山 剛 販路拡大・輸出促進課長
	小野 哲 産業人材確保・移住促進課長補佐
	豊川 善規 外国人材政策推進課長
	下畝 健二郎 雇用労政課長
	河内 伸仁 エネルギー対策課長
	田中 敏博 水産振興課長
	板坂 信明 資源管理監
	森永 法政 水産流通対策監
	宮田 誠悟郎 水産団体指導監
	小脇 博文 漁港漁場課長

中山 昌樹 総括工事監査監

安藤 浩毅 工業技術センター所長

外城 和幸 水産技術開発センター所長

議会議務局

山本 絵美 委員会第二係長

加松 和将 主幹兼委員会第一係長

六、会議に付した事件

(一)議案

議案第八六号 令和六年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求め

る件

七、審査経過

午後一時五十分再開

○永井委員長 再開いたします。ただいまから、商工労働水産部の審査を行います。

初めに、商工労働水産部長の総括説明を求めます。

○北村商工労働水産部長 商工労働水産部の令和六年度決算の概要につきまして、主要施策の成果に関する調書、商工労働水産部の資料に基づきまして御説明申し上げます。

一ページをおめくりいただいて、六ページでございます。①の男女ともに能力を發揮して希望する働き方ができる環境づくりでございます。

七ページのところに、(二)多様な働き方推進事業がございます。

こちら、県内企業における多様な働き方ができる職場環境づくりを推進するため、長時間労働の縮減など、働き方改革に取り組む企業を、「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定いたしました。

また、令和六年度からは、新たに育児と仕事の両立促進に特に尽力している企業

を、「かごしま『働き方改革』プラス共働き・子育て』推進企業」として認定したところでございます。

少し下のところ、(四)県中小企業融資制度運営事業につきましては、中小企業の振興発展を図るため、中小企業者に対し経営の安定と合理化に必要な事業資金の融資制度を設け、信用保証料補助や損失補償を実施したところでございます。続いて、少し飛びまして十五ページを御覧ください。

四の、「地域を愛し世界に通用する人材の育成、文化・スポーツの振興」というところでございます。①若年者の県内定着促進」でございます。

一ページおめくりいただいて、(三)のところでございます。

「若者のための県内就職応援事業」についてでございます。

新規卒者をはじめとした若年者の県内定着と、Uターン就職を促進するため、学生や保護者などを対象とした合同企業説明会を開催するとともに、就職情報提供サイト「かごJOB」により、県内企業の情報提供を行ったところでございます。

少し飛んでいただいて二十一ページ、「脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生」のところでございます。

「①温室効果ガス排出削減対策等の推進」のうち、まず「(一)かごしまGX推進事業」でございます。

「省エネ設備等導入支援事業」につきましては、省エネ設備などの普及促進により、カーボンニュートラル実現に資するCO2排出削減を図るため、省エネ設備の導入や省エネ診断等受診を行う県内中小企業者への支援を行ったところでございます。

続いて、二十四ページでございます。

(二)の「再生可能エネルギーを活用した地域づくり」でございます。

「①地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進」でございます。一ページおめくりいただいて二十六ページのところでございます。

「ウ 自立・分散型エネルギー設備導入支援事業」でございます。

産業構造・社会構造改革を、クリーンエネルギー中心に転換するGXの実現に向け、自家消費型太陽光発電設備や、蓄電池の導入に対して支援を行ったところで

でございます。

続いて、少しおめくりいただいて三十七ページとなります。

項目としては、「八 個性を生かした地域づくりと移住・交流の促進」でございます。

(二)の「移住・交流の促進と関係人口の創出拡大」の「① 移住交流促進」でございます。

(一)のところ、移住・交流・関係人口拡大推進事業についてでございます。

地方移住への関心が高まる中、本県への移住交流を促進するため、移住交流相談員の配置や市町村などと連携をした、かごしま移住交流セミナーの開催など、移住希望者への支援を行ったところでございます。

続いて四十六ページでございます。

「十 農林水産業の稼ぐ力の向上」の「(一) 人づくり・地域づくりの強化」でございます。

①の「(二)「かごしま漁師育成推進事業」でございます。

新規漁業就業者の確保・育成及び漁業への定着率向上を図るため、「かごしま漁業学校」における就業支援や「新米漁業者みまもり隊」の運営・活動への支援を行ったところでございます。

続きまして、一ページおめくりいただいて四十九ページでございます。

「(二) 生産・加工体制の強化、付加価値の向上」でございます。

五十五ページの「(十四)かごしまのさかな稼ぐ輸出応援事業」でございます。

米国、フランス、香港など十二の国と地域での販売促進活動の支援を行ったところでございます。

その次、飛びまして六十一ページのところでございます。

「(二十五)ブリ類の養殖高度化技術開発事業」でございます。

養殖ブリ類の生産原価を低減するため、高成長形質を有する人工種苗を生産するための親魚養成を行ったところでございます。

一ページおめくりいただいて、六十二ページでございます。

「(三十六) 広域漁港整備事業」につきましては、水産業の拠点として漁港施設の整備に努めたところでございます。

続いて「(三十七) 広域漁場整備事業」につきましては、水産資源の維持・増大と漁業経営の安定を図るため、魚礁設置などによる広域的な漁場の整備を行ったところでございます。

少し飛びまして七十ページ御覧ください。「企業の稼ぐ力の向上」でございます。

「① スタートアップの創出・育成」の「(二) 企業支援プロジェクト事業」でございます。

起業に向けた機運醸成と、起業しやすい環境整備を図るため、企業準備者などを対象に、ビジネスプラン策定の支援や、ビジネスプランコンテストの開催、事業化に必要な経費の支援を行ったところでございます。

続いて、八十七ページでございます。「② 企業の誘致と企業への成長支援の推進」についてでございます。

八十九ページの「(十) 産業用地確保可能性調査事業」でございますが、新たな産業用地の整備可能性を検討するための適地調査などを行ったところでございます。

九十一ページの「(三) 中小企業の経営基盤の強化」でございます。

① 中小企業の経営基盤の強化」の「(一) 小規模対策事業」につきましては、小規模事業者の振興及び経営の安定を図るため、商工会などが行う小規模事業者に対する経営の改善発達の支援や、中小企業会館の建設に対し、助成を行ったところでございます。

続いて、九十二ページでございます。

(三) 中小企業連携組織推進指導事業につきましては、中小企業の連携の促進及び中小企業団体などの経済の発展を図るため、県中小企業団体中央会が行う事業協同組合などへの指導や「中小企業会館建設」に対し助成を行ったところでございます。

九十四ページでございます。

「(六) 中小企業事業承継加速化事業」についてでございます。

事業承継の経営課題を抱える県内中小企業に対し、経営者を対象としたセミナーの開催や、企業評価に係る経費の補助、代替わりを契機とする事業の磨き上げに

向けた伴走型支援などを行うことにより、円滑な事業承継の促進を図ったところ
でございます。

九十九ページを御覧ください。

「(四) 県産品の国内外マーケットへの戦略的な展開」でございます。

「① 国内市場の開拓と販路拡大」の事業が重なって繋がっておりますけれども、
百五ページの「(十一) 鹿児島県S H O C H U市場開拓事業」につきましては、
県産本格焼酎の消費量が減少している中、本格焼酎の消費拡大や輸出促進、高付
加価値化を図るため、大手飲食店や県酒造組合と連携した国内外でのプロモーシ
ョン活動や、高付加価値化に向けた支援を行ったところでございます。

続いて、百九ページのところで、「② 海外市場の開拓と販路拡大」でございま
す。いくつか事業が積み重なっておりますけれども、百十四ページでございます。

「(五) 県産品攻めの海外展開促進・強化事業」でございます。

県産品の新規販路開拓・輸出拡大を図るため、輸出商社と県内事業者が連携し
て行う営業活動を支援したほか、今後有望市場として見込まれ、これまで重点的
な輸出促進の取組ができていない国や地域において、商談支援やテスト輸出など
を行ったところでございます。

少し飛んで百二十ページを御覧ください。

「十三 多彩なキャリアをデザインできる働き方の創出」でございます。

「(一) 地域産業の振興を支える人材の確保・育成」でございます。

「① 商工業、建設業などを支える人材の確保・育成」のところでございますが、

「(二) 外国人材受入活躍戦略推進事業」についてでございます。

百二十一ページでございます。第二次かごしま外国人材受入活躍推進戦略の策定
や、外国人材が安心して働き、暮らせる環境整備の推進に向け、関係機関・団体
等による協議を行ったところでございます。

少し飛びまして百四十二ページでございます。

「十六 原油価格物価高騰等総合緊急対策」でございます。百四十五ページの十
五でございます。鹿児島県特別高圧受電事業者支援事業についてでございます。
電力使用量が特に多い県内事業者の負担軽減を図るため、特別高圧で受電する事
業者に対し、電力料金の一部の支援を行ったところでございます。

また飛びまして百四十六ページでございます。

「(十七) サービス業生産性向上販路開拓支援事業」でございます。

県内サービス事業者が物価高騰などの経済社会の変化に対応できるよう、デジ
タル化、省力化などによる人手不足の軽減に資する生産性向上や、需要の見込め
る新たな市場への販路開拓を図るための支援を行ったところでございます。

以上で、総括説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、商工政策課長の説明を求めます。

○田代商工政策課長 商工政策課関係の主な事業内容につきまして、審査説明資
料に基づいて説明いたします。

この後、各課もこの資料により説明いたしますので、よろしくお願いいたしま
す。

それでは五ページを御覧ください。「一 歳入説明」でございます。

「八款 使用料及び手数料」につきましては、採石業務管理者試験及び砂利採取
業務主任者試験に係る試験手数料でございます。

「九款 国庫支出金」につきましては、小規模事業者支援推進事業費補助金でござ
います。

「十款 財産収入」につきましては、産業会館入居団体等からの貸付料収入等で
ございます。

「十四款 諸収入」につきましては、県環境保健センター城山庁舎跡地文化財調
査事業負担金等でございます。

その下の「九項 過年度収入」につきましては、六ページの「付表 過年度分
収入未済額調べ」を御覧ください。

平成十六年度から十七年度に実施しました、当時の住用村戸玉地区採石場斜面
崩落対策事業の行政代執行費用に伴うものでございまして、令和六年度の収入は
なく収入未済となっております。

なお、この行政代執行費用につきましては、これまで納入面談や督促を行って
参りましたが、債務者である唯一の会社役員が本年四月に亡くなりましたため、
今後不納欠損処分について検討をしてみたいと考えております。

七ページを御覧ください。「二 歳出説明」でございます。主な事業を説明い

たします。

「七款 商工費」のうち、「一目 商業総務費」の職員給与関係費につきまして、商工関係の本庁及び出先機関の職員二百一人分に係る職員給与費でございます。

「二目 商業振興費」の二つ目「商店街活性化デジタル活用支援事業」につきましては、商店街の活性化を図るため、デジタル技術を活用して商店街の魅力向上などに取り組む市町村を支援したほか、空き店舗対策として、マッチングサイトを活用した事業承継の促進に要した経費でございます。

八ページを御覧ください。

二段目の「小規模対策事業」につきましては、商工会、商工会議所等の経営指導員等の人件費及び経営改善普及事業並びに中小企業会館の建設等に対する助成に要した経費でございます。

次の「小規模事業者チャレンジ支援事業」につきましては、商工団体が実施する小規模事業者の新商品開発や、販路開拓等に向けた取組に対する助成に要した経費でございます。

「三目 中小企業振興費」でございます。

一つ目の「中小企業連携組織推進指導事業」につきましては、県中小企業団体中央会の指導員等の人件費及び組合指導並びに中小企業会館の建設等に対する助成に要した経費でございます。

九ページを御覧ください。

「二項 工鉦業費」の「二目 中小企業振興費」でございます。

二つ目の「産業会館運営管理事業」と次の「産業会館維持補修事業」につきましては、産業会館の運営管理等に要した経費でございます。

「三目 鉦業振興費」の二つ目「休廃止鉦山鉦害防止事業」につきましては、鹿児島市が実施する錫山鉦山の坑廃水処理及び伊佐市が実践する布計鉦山の鉦害防止工事に対する補助に要した経費でございます。

不用額につきましては、伊佐市布計鉦山において、工法の見直しが生じたことに伴う執行残でございます。

なお、そのほか各事業に係る不用額は、それぞれ補助実績等に伴う事業費の執

行残でございます。

十ページを御覧ください。

「三 公有財産に関する説明」のうち、(一)の行政財産につきましては、計量検定所の敷地、建物でございます。

十一ページを御覧ください。

(二)の普通財産につきましては、産業会館の土地及び建物並びに鹿児島中央地下駐車場株式会社の株式でございます。

十二ページを御覧ください。

「五 前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明」につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、商工政策関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、中小企業支援課長の説明を求めます。

○前田中小企業支援課長 中小企業支援課関係の主なものにつきまして、御説明いたします。

審査説明資料の十五ページをお開きください。歳入でございます。

一段目の国庫支出金の「四 商業費国庫補助金」につきましては、新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金、いわゆるゼロゼロ融資の利子補助に要する独立行政法人中小企業基盤整備機構からの助成金でございます。

四段目の基金繰入金の「鹿児島県新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策中小企業応援基金繰入金」につきましては、県中小企業融資制度運営事業の予算に充当するため、同基金を取り崩し、一般会計へ繰り入れたものでございます。十七ページをお開きください。歳出でございます。

「二目 商業振興費」の上から三段目の「県中小企業融資制度運営事業」につきましては、県中小企業融資制度の保証料補助や損失補償に要した経費でございます。

一番下の「鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策中小企業応援基金造成事業」につきましては、新型コロナウイルス感染症及びコロナ禍における原油価格高騰を含む物価高騰対策に係る保証料補助及び利子補助を継続的に行うための基金の造成に要した経費でございます。

十八ページをお開きください。

「二目 中小企業振興費」の「中小企業経営革新支援事業」につきましては、「経営革新計画」の承認企業への支援策の活用促進や販路開拓等の取組に対する補助等に要した経費でございます。

十九ページをお開きください。

上から一段目の「サービスマスター生産性向上・販路開拓支援事業」につきましては、デジタル化・省力化等による人手不足の軽減に資する生産性向上や需要の見込める新たな市場への販路開拓の取組に対する補助に要した経費でございます。

二十ページをお開きください。「中小企業支援資金貸付事業 特別会計」でございます。歳入でございます。

上から四段目の諸収入のうち、中小企業支援資金貸付金元利収入につきましては、令和六年度に償還金が到来した高度化資金の貸付先からの償還金でございます。す。

一番下の「一 過年度収入」につきましては、二十一ページの付表「過年度分収入未済額調べ」を御覧ください。

表の一番下の合計に記載のとおり、令和六年度は五千万円余りを収入し、収入未済額は十一億四千二百万円余りとなっております。

詳細は最後に別途資料により説明させていただきます。

二十二ページをお開きください。歳入でございます。

上から三段目の「高度化資金貸付事業費」につきましては、貸付金に係る中小企業基盤整備機構への償還金と県の一般会計への繰出金等でございます。

二十三ページをお開きください。

(二) 普通財産の出資による権利につきましては、出捐先の公益財団法人がごしま産業支援センターにおいて、新産業開発基金の一部を取り崩したことによる減でございます。

二十四ページをお開きください。

「五 前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明」につきましては、記載のとおりでございますが、一の「(一) 未収債権の解消と新規発生の防止」につきましては、処理状況を御説明いたします。

中小企業支援資金の貸付債権につきましては、債権管理マニュアルに基づきすべての債権を「七区分」に分類し、これに対応した債権管理の方針を定めて、債権の管理、回収に努めているところでございます。

具体的な未収債権対策といたしましては、主債務者や連帯保証人等に対して、戸別訪問等により償還督促を行うとともに、債権差押等の法的措置を実施しております。

今後とも、未収債権の回収と新規延滞発生の未然防止に積極的に取り組んでまいります。

続きまして、お手元に別途配付しております、表題に「中小企業支援資金の未収債権の状況について」と記載された資料を御覧ください。

「中小企業支援資金貸付事業特別会計」の過年度の歳入説明に関連して、配布資料により説明をさせていただきます。

「一 未収債権の状況」でございますが、令和六年度末の未収債権額は、「令和六年度決算額B」欄の下から三段目の「年度末の未収債権額」に記載のとおり、十一億四千二百万円余りとなり、令和五年度末から五千万円余り減少しております。ピーク時の平成十三年度末の四十二億七千六百万円余りと比較いたしますと、約二十七%まで減少しております。

未収債権額の内訳は、高度化資金が九先で十一億四千百万円余り、設備近代化資金が、二先で百万円余りとなっております。

「二 令和六年度の動き」の「(一) 過年度分収入済額の状況」でございますが、令和六年度に解消された五千万円余りの未収債権は、貸付先への督促等による償還が二千九百万円余り、法的措置による回収が二千万円余りとなっております。次の「(二) 現年度分収入未済額の状況」につきましては、令和六年度は新たな延滞は発生しておりません。以上で説明を終わります。

○永井委員長 次に、産業立地課長の説明を求めます。

○溝口産業立地課長 産業立地課及び新産業創出関係について御説明申し上げます。

審査説明資料の二十七ページからでございます。まず、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

上から三番目の「九 国庫支出金」「二 国庫補助金」のうち、「六 商工費国庫補助金」は、原子力発電施設周辺地域企業立地支援事業における国からの補助金でございます。

原子力発電施設周辺地域企業立地支援事業費国庫補助金につきましては、原子力発電施設の所在市等において、事業所を新設または増設し、雇用を増やした企業に対して、電気料金の一部に相当する給付金を交付するための補助金でございます。

二十八ページを御覧ください。歳出の主な事業について御説明いたします。

「七 商工費」「二 工鉱業費」のうち、その下の段の「一 工業振興費」でございます。

三つ下の「企業立地促進補助事業」は、本県に工場等を新設または増設し操業を開始した企業に対して、工場等設置費等の一部を補助したものでございます。

二十九ページを御覧ください。

上から六番目の「ものづくり中核企業生産革新支援事業」につきましては、県内製造業者が行うAI・IoTの導入、ロボット協同等による生産性向上や新製品技術の開発によるさらなる付加価値向上等の取組を支援したものでございます。

その下の、「食品関連製造業生産工程自動化・省力化等支援事業」につきましては、本県製造業出荷額の約五割を占める県内食品関連製造業の生産性の向上や競争力の強化等を図るため、県内食品製造業者が行う生産工程の自動化・省力化や、新たな需要獲得に必要な機械装置の導入等の取組を支援したものでございます。

三十ページを御覧ください。「二 中小企業振興費」でございます。

三十一ページの一番上の「新産業創出ネットワーク事業」につきましては、新産業創出に取り組む県内企業に対し、事業ニーズの掘り起こしから事業化、販路拡大までの各段階に応じた研究開発支援や伴走支援などを実施したものでございます。

下から二番目の「宇宙ビジネス創出推進事業」につきましては、県内企業の宇宙ビジネスへの参入を促進するため、産学官で構成する研究会の開催、研究開発

や衛星データ活用実証事業への支援等を実施したものでございます。

一つ下の「中小企業DX支援プラットフォーム事業」につきましては、県内中小企業のDXによる競争力向上や新事業展開等を支援するため、関係機関と連携し、DXの普及啓発から事業計画策定、デジタル技術の導入まで切れ目のない伴走支援を実施したものでございます。

三十二ページを御覧ください。

二つ下の「四 工業技術センター費」でございますが、工業技術センターの研究開発や管理運営に要した経費でございます。

なお、各事業の主な不用額につきましては、補助金や委託料等の実績確定等による執行残でございます。

また、翌年度繰越額につきましては、原油価格・物価高騰等総合緊急対策に係る事業において、執行機関が不足したことによるもの及び施設整備事業の工期を延長したことによるものでございます。

三十三ページを御覧ください。

「三 公有財産に関する説明」のうち、「一 行政財政、行政財産の土地・建物」につきましては、工業技術センターの敷地・建物でございますが、増減はございません。

三十四ページを御覧ください。

「二 普通財産の土地建物」につきましては、鹿児島臨空団地の土地等でございますが、増減はございません。

一つ下の無体財産につきましては、工業技術センターで研究開発をいたしました一件を新たに特許権として取得したところでございます。その右側に記載しております三件の特許権については、利用状況や今後の使用見込みがないことを踏まえ、権利放棄をしたことによる減でございます。

一つ下の出資による権利につきましては、公益財団法人かごしま産業支援センターに出捐している財産・基金の中の新産業開発基金及び新事業等挑戦支援基金の一部を取り崩したことによる減でございます。

三十五ページを御覧ください。

「五 前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明」につきましては、記載のと

おりでございます。

以上で産業立地課及び新産業創出関係の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、販路拡大・輸出促進課長の説明を求めます。

○大山販路拡大・輸出促進課長 販路拡大・輸出促進課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

資料の三十八ページを御覧ください。まず歳入でございます。

「第十四款 第四項 第一目 貸付金元利収入」につきましては、国の指定の伝統的工芸品に係る製造業者及びその産地組合に対し、経営の合理化や安定化に必要な資金を融資するため、商工中金鹿児島支店に原資を預託しているものでございます。

三十九ページを御覧ください。歳出説明でございます。

中ほど、「第四項 貿易振興費」の上から三つ目の「上海マーケット開発推進事業」につきましては、上海事務所運営に要した経費のほか、上海事務所を中心とした現地量販店、レストラン等での鹿児島フェアの開催など、中国における県産品のPR、販売促進活動等に要した経費でございます。

四十ページを御覧ください。「第二目 中小企業振興費」でございます。

五つ目の鹿児島ブランド支援センター事業につきましては、多様化する消費者ニーズに的確に対応した「売れる商品づくり」を支援するためのアドバイザーの紹介や派遣、展示販売会等への出展支援などに要した経費でございます。

四十一ページを御覧ください。

一つ目の、「鹿児島県産品等セールス推進事業」につきましては、知事トップセールスの実施、首都圏をはじめとする大消費地の量販店やレストラン等でのフェア開催による県産品の販売促進活動等に要した経費でございます。

四十二ページを御覧ください。

「三 公有財産」でございます。

(二)普通財産のうち、無体財産権につきましては、第三者の不適切な商標登録を未然に防ぐための中国における商標権でございます。

出資による権利を含めまして、普通財産の年度中の増減はございません。

以上で販路拡大・輸出促進課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、産業人材確保・移住促進課長補佐の説明を求めます。

○小野産業人材確保・移住促進課長補佐 産業人材確保・移住促進課関係につきまして御説明申し上げます。

資料の四十六ページを御覧ください。「一 歳入説明」でございます。

「十四 諸収入」の「一 雑入」は、鹿児島県移住就業・地方就職学生起業支援事業費補助金の返還金等でございます。

四十七ページを御覧ください。

「二 歳出説明」につきましては、主なものを御説明いたします。

「一 企画総務費」の「かごしまワーケーション推進事業」につきましては、ワーケーションツアーを実施する市町村や環境整備に取り組む民間事業者などへの経費助成、県外企業と県内市町村とのマッチングを目的としたイベント開催に要した経費でございます。

次に、「二 計画調査費」の「移住・交流・関係人口拡大推進事業（移住・交流対策）」につきましては、ポータルサイトによる情報発信や移住・交流セミナーの開催、東京への移住・交流相談員の配置などに要した経費でございます。

次に、「四 就職促進費」の上から三番目「若者のための県内就職応援事業」につきましては、学生や保護者等を対象とした合同企業説明会等の開催や、就職情報提供サイト「かごJOB」の運営等に要した経費でございます。

次に、上から四番目「ふるさと鹿児島県産品・育成事業」につきましては、かごしま故郷人材確保・育成プロジェクトを推進するための推進本部会議の開催や、各地域振興局・支庁による人材確保・育成事業の実施等に要した経費でございます。

四十八ページを御覧ください。

「三 中小企業振興費」の「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」につきましては、かごしま産業支援センターに設置した「プロフェッショナル人材戦略拠点」の運営及び経営者向けセミナー等の実施に要した経費でございます。

次に、「二 中小企業振興費」の「わくわくかごしま移住促進事業」につきま

しては、東京圏から本県に移住し、中小企業等に就業した者または新たに起業した者に対する移住支援金や、地域課題の解決に資する社会的事業を新たに起業する者に対する起業支援金の支給のほか、移住検討者の現地での情報収集など、維持のための活動の支援に要した経費でございます。

なお、各事業の不用額については、補助金の実績確定による執行残等でございます。

以上で産業人材確保・移住促進課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、外国人材政策推進課長の説明を求めます。

○豊川外国人材政策推進課長 外国人材政策推進課関係の主なものを御説明いたします。

審査説明資料の五十二ページを御覧ください。「一 歳入説明」でございます。

「十四 諸収入」の「一 雑入」につきましては、一般財団法人自治体国際化協会が実施する「令和六年度多文化共生のまちづくり促進事業」による助成金でございます。

五十三ページを御覧ください。

「二 歳出説明」につきまして、主なものを御説明いたします。

「四 就職促進費」の「ベトナム人材受入・交流促進事業」につきましては、県内外国人労働者数が最多であるベトナムとの関係強化を図るため、ベトナム国立農業大学からの技能実習候補生に対する研修の実施や、ベトナムテトフェスタ二〇二五 in 鹿児島」の開催等に要した経費でございます。

次の「新たな送り出し国との関係構築事業」につきましては、今後の外国人材の送り出し国として有望なミャンマーやフィリピンとの関係構築を図るため、ミャンマー送り出し機関と県内監理団体とのマッチングやフィリピン人材セミナーの開催等に要した経費でございます。

次の「外国人材受入企業等支援事業」につきましては、外国人材の受入れに関する企業向け相談窓口の設置や、職場の受入体制整備や地域交流等に取り組む県内企業等への支援を行ったほか、外国人材が働きやすい職場づくりに取り組んでいる県内企業への表彰及びその情報発信等に要した経費でございます。

次の「高度デジタル外国人材獲得モデル事業」につきましては、バン格拉デシュIT人材に対する理解を深めるとともに、その活用の促進を図るための企業向けセミナーを開催したほか、県内企業とバン格拉デシュIT人材とのマッチング実施の支援等に要した経費でございます。

次の「県内企業グローバル人材活用支援事業」につきましては、外国人留学生など高度外国人材の採用により、海外展開やインバウンドの受入れを図る県内企業を支援するため、県内企業と外国人留学生との交流会や個別マッチング等の実施に要した経費でございます。

なお、各事業の不用額については、委託料の実績確定減等による執行残でございます。

以上で外国人材政策推進課関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、雇用労政課長の説明を求めます。

○下畝雇用労政課長 続きまして、雇用労政課関係の主なものにつきまして御説明いたします。

資料の五十七ページを御覧ください。歳入説明でございます。

「八 使用料及び手数料」につきましては、職業能力開発校の授業料や受講料等でございます。

「九 国庫支出金」につきましては、職業訓練等に係る国からの補助金及び委託費でございます。

五十九ページを御覧ください。

「過年度分収入未済額調べ」でございますが、ふるさと雇用再生特別基金事業に係る業務委託料の不正受領に伴う返還金等と、中小企業従業員住宅貸付金に係る延滞金でございます。

六十ページを御覧ください。「歳出説明」でございます。

「五 労働費」の「一 労政総務費」の三つ目の「労働問題相談事業」につきましては、県内の労働者等からの様々な労働相談に対応するため、雇用労政課内に社会保険労務士を労働問題相談員として配置し、電話等による相談や出前セミナーの実施等に要した経費でございます。

六十一ページを御覧ください。

「三 労働福祉」の一番下の「多様な働き方推進事業」につきましては、「かごしま『働き方改革』推進企業」の認定や、経営者等を対象とするWebセミナーの開催等に要した経費でございます。

「四 就職促進費」の「障害者雇用促進事業」につきましては、障害者の就労促進を図るため、障害者就業開拓推進員による求人開拓や、企業による障害者雇身体験事業の実施等に要した経費でございます。

次に、「二 職業訓練費」「一 職業訓練総務費」でございます。

六十二ページを御覧ください。

上から二つ目の「認定職業訓練振興事業」につきましては、認定職業訓練の振興を図るため、民間の認定職業訓練校に運営費の補助を行ったものでございます。二つ下の「技能向上促進事業」につきましては、県職業能力開発協会が行う技能振興事業や技能検定事業に対して補助を行ったものでございます。

「二 職業能力開発校費」の各事業につきましては、県立高等技術専門校四校や鹿児島障害者職業能力開発校の管理運営、職業訓練等に要した経費でございます。なお、各事業の不用額は、それぞれ事業実施後の執行残でございます。

六十四ページを御覧ください。公有財産につきましては御説明申し上げます。行政財産につきましては、県立高等技術専門校四校の敷地及び庁舎等でございますが、年度中の増減はございません。

普通財産につきましては、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への出資金でございます。年度中の増減は、同機構が不要財産の処分を行ったことにより、本県の出資割合に応じた減額が行われたことによるものでございます。

六十五ページを御覧ください。前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、雇用労政関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、エネルギー対策課長の説明を求めます。

○河内エネルギー対策課長 エネルギー対策課関係について御説明申し上げます。

審査説明資料は六十八ページからでございます。まず、歳入について御説明申し上げます。

一段目の「国庫補助金」につきましては、「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」及び「地域脱炭素移行再エネ推進交付金」でございます。

二段目の「財産運用収入」につきましては、かごしま再生可能エネルギー投資事業有限責任組合に係る出資分配金でございます。

三段目の「雑入」につきましては、木質バイオマスエネルギー導入促進事業に係る納付金などがございます。

次に、六十九ページからの歳出につきまして、まず、計画調査費の主なものを御説明いたします。

上から八段目の「水素・再生可能エネルギー推進事業」につきましては、地域特性を生かした水素、再生可能エネルギーの導入を促進するため、本県に適した水素の活用方策の検討と有識者で構成する協議会の運営等に要した経費でございます。

一番下の段でございます。「LPGガス使用世帯等支援事業」につきましては、LPGガス価格の高騰により増大する一般家庭等の負担軽減を図るため、LPGガス販売事業者に対する値引きの原資への補助に要した経費でございます。

なお、翌年度繰越額につきましては、国の補正に伴う事業のため、執行期間が不足したことによる繰越でございます。

次に、「環境保全対策費」の主なものを御説明申し上げます。

七十ページを御覧ください。

上から四段目の、「水素・再生可能エネルギー普及啓発事業」につきましては、水素や再生可能エネルギーの導入や理解の促進を図るため、イベントやセミナーの開催などを普及啓発に要した経費でございます。

上から五段目の「電気自動車等の充電設備整備事業」につきましては、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の導入促進に向けて、県内の充電設備の導入に係る必要経費の一部の補助に要した経費でございます。

七十一ページを御覧ください。

公有財産の普通財産につきましては、屋久島電工株式会社に九百万円の出資を

行い、有価証券を保有しているものとさせていただきます。

かごしま再生可能エネルギー投資事業有限責任組合につきましては、民間金融機関と共同で設立した「かごしま再生可能エネルギー投資事業有限責任組合（かごしまグリーンファンド）」に対し、小水力発電の導入経費等について、出資比率に応じた出資を行ってりましたが、令和六年六月二十八日付けで解散をしております。

なお、「一般財団法人新エネルギー財団」には五十九万円の出捐を行っております。

七十二ページを御覧ください。

前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきましては、記載のとおりでございます。

以上でエネルギー対策関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 次に、水産振興課長の説明を求めます。

○田中水産振興課長 それでは水産振興関係について御説明申し上げます。

資料の七十五ページをお開きください。

まず歳入につきまして、主なものを御説明いたします。

上から一番目の「国庫支出金」の「農林水産業費国庫補助金」につきましては、離島漁業再生支援事業や、水産加工業の輸出向けHACC等対応施設整備事業等の事業実施に伴うものであります。

予算現額と収入済額との差額につきましては、令和七年度への繰越分のほか、国庫補助金が確定したことに伴う受入れの減少によるものでございます。

次に、「財産収入」の「生産物売払収入」につきましては、豊かな海づくり総合推進事業において、生産したマダイなど放流用種苗の売払収入でございます。

次に、「雑入」につきましては、種子島周辺漁業対策事業の実施に係るJAXAからの負担金の受入れ等でございます。

次に、歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

「二 水産業振興費」につきまして、七十九ページをお開きください。

上から三番目の「水産加工業の輸出向けHACC等対応施設整備事業」は、輸出先のニーズに対応したHACC等の基準を満たすために必要な施設等の

整備の支援に要した経費でございます。

上から五番目の「かごしまのさかな輸出品品質向上支援事業」については、本県水産物の品質向上と輸出拡大を図るため、輸出先国のニーズ等に対応した商品の製造技術開発等に要した経費でございます。

下から二番目の「離島漁業再生支援事業」は、県内離島における三十二の漁業集落において、漁場生産力の向上のための魚介類の種苗放流や漁獲物の販路拡大など、漁業再生活動への支援に要した経費でございます。

次の「漁業用燃油価格高騰緊急対策事業」は、燃油価格高騰の影響を受けた漁業者、養殖業者の経営安定を図るため、国の漁業経営セーフティネット構築事業における漁業者等の負担経費の支援に要した経費でございます。

八十ページをお開きください。

「三 水産業協同組合指導費」の「水産業協同組合育成指導事業」は、漁協の経営改善や常例検査、指導等に要した経費でございます。

次に「四 漁業調整費」でございます。

「漁業調整等委員会費」は、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会等の運営に要した経費でございます。

次に八十一ページをお開きください。

「五 漁業取締費」の「漁業取締事業」は、漁業指導取締船『制海』及び漁業指導取締兼調査船『おおすみ』による漁業秩序維持のための指導、取締りに要した経費でございます。

次に、「六 水産技術開発センター費」の「試験研究費等」は、水産技術開発センターの運営や各種の試験研究等に要した経費でございます。

次に八十三ページを御覧ください。

特別会計の「沿岸漁業改善資金貸付事業」でございます。

この事業は、沿岸漁業者の経営の改善に必要な資金を無利子で貸し付ける事業でございます。

「貸付勘定」の「歳入」につきましては、業務勘定からの繰入金、前年度からの繰越金及び貸付金の償還金でございます。

貸付権元利収入は、令和六年度分の償還金でございます。収入未済は七十五万

三千円で、漁獲不振による経営の悪化により発生したものでございます。

過年度分の収入未済額の内訳につきましては、八十五ページを御覧ください。過年度分の収入未済につきましては、文書や電話、訪問等による督促などにより、令和六年度に百四十万余りを回収したほか、債権の消滅時効の完成により、百三十九万円を不納欠損とし、収入未済額の合計額は、三千三十万円余りとなっております。

未収債権対策につきましては、債権管理マニュアル等に基づき、文書や電話、訪問による督促を行い、計画的な償還を促すなど収入未済額の減少に努めているところでございます。

今後とも、より一層、未収債権の解消とその未然防止に努めてまいります。

次に、八十七ページを御覧ください。

公有財産につきまして御説明申し上げます。

「行政財産」の建物につきまして、令和六年度は、種苗生産施設のブリ親魚棟及び電気室を新築したことによる増となっております。

次に、八十八ページを御覧ください。

「普通財産」の無体財産権につきまして、赤潮防除剤等、その製造方法及び製造装置、そして赤潮防除方法に係る特許権を取得したことによる、一件の増となっております。

次に、八十九ページの「四 令和五年及び六年度の事務に係る監査委員の指摘事項に対する処理説明」及び「五 前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明」でございますが、記載のとおりでございます。

以上で水産振興関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 最後に、漁港漁場課長の説明を求めます。

○小脇漁港漁場課長 漁港漁場課関係につきまして御説明申し上げます。

資料の九十二ページを御覧ください。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

上から二番目「八 使用料及び手数料」の「水産業使用料」につきましては、漁港施設の使用料及び占用料でございます。

上から三番目の「四 過年度収入」の収入未済額につきましては、詳細を九十

四ページに記載しておりますので、御覧ください。

収入未済の内容は、漁港施設占用料であり、一番下の合計欄の調定額のとおり、六年度当初の収入未済額は九百十万円余りでありましたが、年度内に九十一万円余りを回収し、六年度末では八百十九万円余りとなっております。

債務者は造船会社で、造船業の不況などに伴う経営不振のため、滞納になったものでございます。

九十二ページに戻りまして、下から三番目の「二 国庫補助金」のうち、「水産業費 国庫補助金」につきましては、広域漁港整備事業や広域漁場整備事業などに係る国庫補助金でございます。

予算現額と収入済額との差額につきましては、国庫が確定したこと及び翌年度繰越事業充当によるものでございます。

次に、九十五ページを御覧ください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

「六 農林水産業費」の上から二番目、「七 漁港管理費」につきましては、県管理漁港の維持管理に要した経費及び県管理漁港の係船料徴収などの業務を市町村に委託したことに対する市町村への交付金等でございます。

次に、下から三番目「八 水産基盤整備費」でございます。

「地域水産基盤整備事業」につきましては、西之表市の住吉漁港など四漁港で、防波堤などの整備を実施したところでございます。

次の「広域漁港整備事業」につきましては、垂水市の牛根麓漁港など十漁港で岸壁や浮桟橋の整備など、安全で使いやすい漁港の整備に努めたところでございます。

九十六ページを御覧ください。

一番目「広域漁場整備事業」につきましては、漁業経営の安定を図るため、さつま地区など四地区で魚礁設置を行うなど、漁場の整備に努めたところでございます。

次の直轄広域漁場整備事業につきましては、国が大隅海峡で行う漁場整備事業に係る県の負担金で、令和六年度は国においてブロック製作及び投入が実施されたところでございます。

三番目、「水産基盤機能保全事業」につきましては、漁港施設の長寿命化を図るため、薩摩川内市の手打漁港など二十三漁港で機能保全工事を行ったところでございます。

次の「漁港施設機能強化事業」につきましては、屋久島町の口永良部漁港など十漁港二地区で漁港施設の防波堤の改良や岸壁の耐震対策工事などを行ったところでございます。

次の「漁港海岸保全事業」につきましては、枕崎市の枕崎漁港など十漁港海岸二地区で離岸堤の整備や長寿命化対策工事の実施などを行ったところでございます。

下から三番目の「市町村地域水産基盤整備事業」につきましては、市町村が事業主体となって実施するもので、長島町の汐見漁港で防波堤の整備などを実施したところでございます。

次の「市町村水産基盤機能保全事業」につきましても、市町村が事業主体となって実施するもので、志布志市の夏井漁港など八地区で機能保全工事などを実施したところでございます。

九十七ページを御覧ください。

下から五番目の、「十一 災害復旧費」でございます。

「漁港災害復旧事業」につきましては、肝付町の内之浦漁港において、大雨による土砂流入で被災した泊地の浚渫工事を実施したところでございます。

翌年度繰越額につきましては、「広域漁港整備事業」など十四事業において、漁業関係者との調整や国の経済対策などに伴う適正工期の不足のため繰り越したところでございます。

九十九ページを御覧ください。公有財産について御説明いたします。

行政財産の土地につきましては、平成元年に埋め立てにより取得した出水市名護漁港のクルマエビ中間育成場の公衆用道路であり、動産につきましては、漁場関係の浮魚礁が一基増、二基減で十四樹、浮桟橋一基でございます。

百ページを御覧ください。

前年度決算特別委員会要望事項等の処理説明につきましては、記載のとおりでございます。

以上で漁港漁場関係の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○永井委員長 以上で説明が終わりました。ここで十分間の休憩を入れたいと思います。再開は、概ね三時といたします。

午後二時 五十分休憩

午後三時

再開

○永井委員長 再開いたします。説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。

○藤崎委員 中小企業支援課にお尋ねいたします。

成果調書の六ページに県中小企業融資制度運営事業がありまして、これ自体は予算が四億弱、そして決算が三億九千万円ということで、中身は要とするものがございますが、中の事業をいくつか見ていきますと八ページに信用保証料の補助がございます。

この三年余りの経過を見ますと、信用保証料の令和四年度が一億四千九百九十万、五年度が三億、六年度も三億ということで、四年度から五年度は急増している部分もあつたりします。

また、損失補償の部分でも四年度、五年度、六年度を見ていきますと、補償金額が増、増となつておりまして、予算編成時点における読みと決算の時期における最終結果をうまく予測することができるとは思いません。この運営事業自体は予算の範囲内で決算を迫っているんですが、この信用保証料補助と損失補償の部分を見ますとなかなか年度はじめの見込みと決算が、確定値が難しいんじゃないかなと思ひまして、その辺の実情を教えてくださいませんか。

○前田中小企業支援課長 委員御指摘の保証料補助と損失補償の推移の部分での御質問でございますけれども、まず令和二年から令和三年度までは、ゼロゼロ融資ということで、国による保証料補助、全額補助がなされていたり或いはそれに対する利子補助がなされて、実質無利子という形での利子補助がなされていた状況にございました。

それが後半、令和五年の一月ぐらいから伴走支援型借換支援資金という資金が設けられまして、これはゼロゼロ融資ということではなくて、県制度融資の中で

取り組んでいく、ゼロゼロ融資の借換え需要に対応した資金になっております。ゼロゼロ融資であれば、それまで国庫補助で全額補助がなされていたわけですが、その後の伴走支援型の借換え、ゼロゼロ融資の借換え需要に対応したこの伴走支援型の資金といえますのは、県の制度融資の中で支援していく枠組みになっておりまして、その分、保証料補助の額も上がってきたという、ほかにも大きな資金メニューはございますけれども、大分使われてきたメニューとしては、そういった大きな流れがあるのかなと考えております。

また損失補償に関しましては、ゼロゼロ融資を借りていた方々が、例えば、そのゼロゼロ融資の返済が本格化する中で、物価高騰とか人手不足とかそういった状況の中でますます経営状況が厳しい状況になってきているといった状況の中でゼロゼロ融資を借り換えていって、借り換えていく中でも条件変更等を踏まえて取り組まれている経営努力を積まれた中で、一定程度の方々がなかなかもう目処が立たないという状況に陥った方々がいたのではないかと。そういった方々の数が積み上がった部分が令和五年度、令和六年度という形で伸びてきたのかなという傾向として捉えているところでございます。以上でございます。

○藤崎委員 そのような傾向の部分、背景もよくわかりましたが、予算を組む段階において、そういう予算が見込みとして読めていたのか。それとも年度内で足りなくなってお互い流用し合ってたのか、その辺の予算の額と決算値の部分では課の取り扱いはどうでしょうか。

○前田中小企業支援課長 この枠に関しまして、例えば前の年度で、例えば新規の融資の実績を捉えた場合に、その方々が後年度に渡って返済をしていきますので、返済していく債務残高がどのくらい減っていくのかということを予測しながら、予算組みをしているところでございます。

そういった融資実績と債務残高の減少の状況を捉えながらやっておりますので、保証機関である信用保証協会の保証承諾の状況、また返済の状況等も緊密に連携して確認をしながら予算編成しております、今のところ、そういった途中での各資金の増減はありながらも、全体としてのこの事業としての枠組みの中では、今のところ予算の調整は大きな支障を来している状況ではないと捉えております。

○藤崎委員 予算編成時点において、ある程度の予測値を想定できる範囲内、想定して予算を見積もって提示して、その範囲内で収まった結果、この決算値になっているというところで理解してよろしいですね。

○前田中小企業支援課長 各資金のそれぞれの実績、或いは、債務残高の減少の状況と資金ごとに違う状況はありますけれども、全体の大枠としては概ねそのような形で捉えていただければと思います。以上でございます。

○藤崎委員 続きまして同じく九ページです。新規融資の件数の部分で見えますと、令和四年度、五年度、六年度と、実績の件数が減っております、これが何を意味するのか。たくさん出したけれども、実際採用されたのが少なかった、もしくは、鹿児島県民の新規創業意欲が弱まっているのかどうか。その辺をこの新規融資件数が少なくなっている、また、融資残高も少なくなっている現状につきまして、どのように総括しているかお示しください。

○前田中小企業支援課長 先ほど申し上げましたゼロゼロ融資という国の支援に基づく資金の活用が令和二年度、三年度行われ、現在返済の期間を迎えており完済と返済中のものが、約九割となっております。

そういった状況の中で、九割の方々が完済に至ったり、返済中の約定とおりの返済を行ったり、一部条件変更等で返済続けていたりという状況でございます。そういったある局面におきまして、非常に資金繰りの備えとして借りていた方々の返済が進んでいく中で、この債務残高も減少している状況だと捉えております。

また、先ほど御説明しました借換え需要も一部ございますので、借換え需要につきましては、十分にこの制度融資で対応しながらコロナ後の通常の水準に戻っていく過渡期にあるのではないかと捉えているところでございます。

ただ、新たな需要といたしまして、ゼロゼロ融資の返済が本格化する中で、物価高騰や人手不足等によりまして厳しい経営状況が中小企業の事業者の皆様が続いている状況でございます。そういったところにつきましては、今現在、伴走支援型の借換え支援資金が終わった後、経営力強化資金を令和六年度途中から創設いたしました、そういった方々に対する経営改善等に取り組む方々に対する資金需要にも応える形で今取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○藤崎委員 わかりました。続きまして成果調書の十五ページ、若者のための県内就職応援事業です。事業名としての予算は、三千二百二十万円、決算としては三千六百八十八万円ということで、予算確保した予算の中で事業がされているのは分かりましたが、その中で注目したのが、「みらいワークかごしま」の部分でございませう。

こちら先般、ヒアリングで県専修学校協会からも要望を受けた案件でございまして、この「みらいワークかごしま」単独で見たときに、ここにかかった経費が令和六年度幾らだったのか、お示しください。

○永井委員長 質問を留保して、次の質問でお願いします。

○藤崎委員 次の質問です。成果調書の三十九ページです。地方就職学生支援事業の部分ですが、成果の部分で見ますと、これを使おうという意欲のある学生さんの申請がゼロとなっておりますが、そもそも予算が幾ら用意したものであったのか、お示しください。

○永井委員長 先ほどの質問と合わせて、留保したいと思います。質問を続けていただきます。

○藤崎委員 ということでその質問につきましては、本委員会開催時間内に答弁をお願い申し上げます。

○永井委員長 ほかに。

○柳 委員 住用の戸玉地区の件がありますが、この件も長い案件で、ずっとそのままになっていたと改めて思うところですが、平成十六年度から実施したこの採石場の事業ですけれども、代執行をせざるをえなかったというところで県が代執行したわけですけれども、まず、もう大分時間も経っています、代執行に至った経緯から御説明いただいてよろしいですか。

○田代商工政策課長 まずこの行政代執行に至った経緯でございますが、平成十六年の七月に、当時の住用村の採石場におきまして、斜面の亀裂による土石流発生の恐れが確認されました。

これを受けまして、事業者に対しまして、県で災害防止措置命令を発したわけでございますが、事業者に資力がなく対応できなかったもので、やむを得ず平成十六年七月から平成十七年三月にかけて、県で防護柵の設置などの防災対策工事を施

したものでございます。以上でございます。

○柳 委員 事業を行うに当たって許可をするわけですが、申請をするあたりから、その事業所のほかに債権者もいなかったということで、保証人とかそういうところも全くいらっしやなかったということは当時説明も受けた記憶があるんですけれども、そういう事業を許可するに当たってはその辺の調査等も十分してから許可を出すんじゃないかなと思っっているんですけれども、その辺の見込みが甘かったというのか、結局もうその方がもう亡くなってしまったらどうにもならないということになったわけですよ。

その辺については、通常、こういった事業許可をするに当たって、こういった方が一に備えての債権者、保証人等の確保がどのようになっていっているんでしょうか。

○田代商工政策課長 まずこの採石企業の認可をする条件の中にそういった事業者の資産について基準とかそういったものは設けてございません。

ただ、当時この事業者さんにつきましても、保証人の会社があったわけですが、そこも倒産してしましまして、保証することができなかったということとでございます。

その後、こういった案件が発生しましたことから、県でそれ以降、条例の方で必ず連帯保証人を立てるということを義務づけておりまして、現在ですと、こういった事案が生じた場合には、採石事業者が属する組合が保証していただく形になってございます。

○柳 委員 当時また別の近くの山を採石をするということで、別の事業者が事業を始めたと思うんですけれども、そこも倒産をしてしまったということで、当時、地域の方々からは、非常に危険なところでもあるということで生活道路にすぐ面した山だったと思えますけれども、新たなまた事業を行うということ、地元の方々からは、結構反対の声もあったと記憶しているんです。

また、結局そのもう一つの会社も倒産してしまつたわけですので、それに対して、やはり県の見込みが甘かったんじゃないかという声、当時地域の方からもあつたわけですよ。

その当時のそういった声を受けて今皆さんに言ってもお分かりにならないと思えますけれども、そういう声があつたわけですが、その当時の県の対応として

それが適切だったのかどうかということはいかがでしょう。

○田代商工政策課長 現時点において、過去の部分をつぶさに今申し上げること
はなかなか難しいですが、当時においても、確認できた事実をもってそのときで
きる対応というのを、取ってきたと考えております。ただ、この地区に関しま
しては、日頃からこういった業者が、生活、居住区の近くにあるということとい
ろいろ非常に、この採石事業者に対して厳しい見方をされるということも存じて
おります。

そういつた中で今我々としてやっておりますのが、採石事業者の組合と共同で
パトロールをするという取組みをやっております。こういった取組を行いながら、
そしてまた、事業者の方には常々申し上げているんですが、とにかく法律上の基
準を守る、そして地域の住民の方々にも理解を得るように努めていただきたとい
うことを再三申し上げておりますので、できるだけ地域の住民の皆さんの理解
を得ながら採石業をやっていたことに尽きるのかなと考えております。

○柳 委員 なかなか滞納者のところに職員の方も何度も行かれたと思うんで
すけれども、結果としては千一円差し押さえたということがあるわけですね。でも
も、おそらく、取り立てに行かれた方が、もう財布の中を見せて、もうこれぐら
いしかないよということ、千一円という金額になったのかなと思うんですけれ
ども。これはいつですかね、この差押えは。

○田代商工政策課長 普通預金の中から千一円というのを差し押さえましたの
は、平成十七年の八月でございます。

○柳 委員 いずれにしても、もう当事者が今年亡くなられたということが、あ
の当時もかなりの高齢だったと記憶しているのですけれども、亡くなられたとい
うことで、もう誰もこの費用を弁償する人もいないということ、今後、不納欠損
処分ということで検討していられるということです。今後のスケジュールとい
いますか、どれぐらいのあれで処分をしていられるのか、そこはおわかりですか。
○田代商工政策課長 今、弁護士に相談をしましてその結果をいただいたところ
ですので、もう少し内容を精査しまして、できるだけ速やかに対応ができるよう
に努めて参りたいと思っております。

○柳 委員 どうぞよろしくお願いします。

○田畑委員 この唯一の会社役員一人が亡くなったということですが、これま
でその役員はたくさんいたわけですか。それで、もうその役員ももう全部亡くな
ったということでしょうか。

○田代商工政策課長 この会社は三名の役員がいらっしゃいました。もう一名は
代表取締役、三名の役員がいらっしゃいまして、この代表取締役の方が途中で破
産宣告を受けまして、その関係で役員としての資格を失っております。残る二人
の役員がいらっしゃいましたが、お一人は、平成二十三年に亡くなられておりま
す。そして最後残ったお一人が、今年度四月にお亡くなりになったという状況で
す。

○田畑委員 じゃあどうしてももうこの貸し付けたお金は返ってこない。使っ
たお金は。もう取り出せないということでしょうか。もう不納欠損処分も
せざるをえないという理解でよろしいですか。もう、どうしようもできないと。
○田代商工政策課長 法律的なところで申し上げますと、この会社の出資者がお
られるわけですが、元々役員が出資者だったわけでございますけど、出資者が亡
くなった場合、その出資者の権利が今度は出資者の相続人に相続されます。した
が、いまして、亡くなった方の相続人が出資の権利をお持ちなので、出資権を行使
して新たな役員を任命するなりして、会社を興すというのは法律上は可能な状況
でございます。

ただ、その相続人に、今後また意思確認をしなければなりません。これまで
に聞いている範囲では、そういった、もう一度会社興してとか、そういうことは
ないように伺っているところでございます。

○田畑委員 相続人が会社を興さなくても相続人が支払うことになるんじゃない
んですか。それだったら。別に会社を興す必要もなくて、そのために相続するわ
けだから。逆に言ったら放棄するわけですから、普通だったら。いいところだけ
は持っていかれて、逆にこういうものを支払えないというのだったら、相続人に
しっかりと払ってもらえないじゃないですか。相続するのであればですよ、
相続人が。これだけ四億幾らかかっているわけだから。少しのお金じゃないわ
けですから。やはり相続人がいて相続するっていうのであれば、相続人からやは
り回収する必要があると思うんですけど。

それでもやはり、もう不納欠損で処分しようとするんですか、どうなんですか。それはおかしな話ですよ。いいとこ取りをさせるなど。

○田代商工政策課長 まず、法律的なところで申し上げますと、この会社の債務について、役員一人一人が個人的に債務を負う状態ではございません。あくまでもその会社法人として責任を負うことになっております。したがって我々がこれまで財産の確認ですとか、債務の納入というのをお願いしていたのは、個人としての財産の中からということではなく、あくまでもその会社法人としての財産ということをお願いしてきたところでございます。

○田畑委員 何か難しいだろうけど、会社を潰して、自分も裕福な暮らしをする方もいるわけだから、そういうのを認めて会社からといっても、それはやはり個人財産からも取るぐらいないと。県民の税金ですよ。四億からですよ。そんなものがまかり通るのだったら、みんなそうしますよ。

それは個人資産からでも取るぐらいの気持ちでいってもらわないと、会社をみな潰しますよ。お金を借りて会社つぶして解散でいいんだっただけですよ。そう、それは誰が聞いてもおかしな話だと思うけど、しっかりとそういう相続されて、それこそ個人資産を持っているかもしれないわけですから。個人資産でも何でもしっかりと払ってもらわんといかんですよ。今後考えないのか、その辺聞かせて。それは甘いよ。

○田代商工政策課長 はい、今申し上げたのは法律論としてはそういうことになるんですが、これまで毎年のように訪問して、存命中の役員の方々にお話をしてきた中では、特にこの代表取締役の方も破産されたわけでございますけど、話をする中ではやはり個人の財産があるのであれば、それを例えば会社に移して法人の財産として返還するというそういった方法も考えたわけでございますけど、その方もすでに、生活保護の状態になっておりまして、なかなかそういった財産をお持ちでない状況もございました。

そういった中でなかなか委員おっしゃるとおり、税金投じてやった事業ですの、何とか回収できないかと取り組んできたところでございますが、やむを得ず今回の状況になっている次第でございます。

○田畑委員 はい、了解。

○柳 委員 続けていきます。資料でいきますと六十一ページになります。労働福祉費というところで、「仕事と家庭両立支援事業」がありますが、「かごしま子育て応援企業」の登録、紹介、再就職を希望する女性に対する研修の実施等とありますけれども、この事業をすることによって、どれだけの就職を希望する女性の方々が再就職に繋がったのかなというところだと思っておりますけれども、子育ての応援企業の登録をしていたり、再就職の支援事業もございます。そしてまた、子育て応援企業の登録事業でも令和六年度末で言いますと八百三十二社と、毎年増えてはきております。

女性のための再就職の支援事業でもセミナーを開催をされたり、いろいろ努力をしていただいているわけですが、この決算の、この事業の効果、再就職の支援ということで言いますと、どれぐらいの支援が図られたのかなということをお伺いしたいと思います。

○下畝雇用労政課長 離職者向けの再就職支援セミナーの受講者の就職状況についての御質問でございます。このセミナーでは、昨年度の事業におきまして九十五名の方に受講いただきました。その後、フォロー調査といたしまして、その後の就職状況等について、アンケートをとっております。アンケートの中では九十五名の方にアンケートとったわけですが、回答があったところが二十七名。そのうち、就労している方が十四名ということで、約五十二%の就職率となっております。以上でございます。

○柳 委員 はい。ありがとうございます。なかなか、この再就職というところで非常にハードルも高いわけですが、とにかく仕事をしなければ生活が厳しいということ、セミナー等もいろいろ受けられたりしていくわけですが、令和六年度の実績ということで今お話をいただきましたので、企業もいろいろ努力はしていただいていると思うんですね。

ですが、この成果調査の七ページを見ますと、多様な働き方の推進事業とか様々あるわけですが、ワーク・ライフ・バランスという言葉捨てると、言った方もいらつしやいまして、非常に驚きましたけれども。とにかく、これからの企業はしっかりとこのワーク・ライフ・バランスの推進を行っている企業を皆さんが選ぶわけですので、この企業の割合を見ると、ワーク・ライフ・ balan

ス、令和六年で八九・一パーセント、令和十一年度の目標値が九〇%、ということですね。これは令和十一年の目標はしっかりと一〇〇%を目指してやっていかないといけないと思うんですね。

その下にあります年次有給休暇の取得率も令和六年が六一・五%です。これも令和十五年の目標値が七〇%となっているわけですから、目標としては年次有給休暇の取得、これはもう本当に働く人にとってはもう当たり前のことです。この辺もやはり目標ですから、目標はやはり一〇〇%を持っていただいで、それに向かって取り組んでいくことで、この令和六年度の決算のいろいろな事業の様子を見させていただきましてけれども、今後、今年度また来年度に向けても、取組みを進めていただかないと、なかなか数字的にはどうなのかなということになりますので、なかなかですね、時間がかかると思いますよ。

企業の皆さんも、人手が足りなかったり、ぎりぎりのところで、皆さん頑張つてらっしゃる企業が鹿児島は特に、小さなところで頑張つてらっしゃる企業もほとんどだと思いますので、なかなかワーク・ライフ・バランスをしっかりと取ると言われてもそう簡単ではないと思うんですが、せめてこの目標値としては一〇〇%というところに置いていただいで、事業を推進していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○下畝雇用労政課長 ワーク・ライフ・バランス、また、年次有給休暇の取得率について一〇〇%を目標にという御指摘でございます。気持ちといたしましては、まさにその一〇〇%を目指すというところはございます。

一方で県内企業の労働条件実態調査ということで、この数字については、お示しをさせていただいているところでございますが、目標設定につきましては、これまでの上昇率等を見ながら、企業の達成に向けて、私ども周知広報、そのほか、様々な施策を用いる中で、ある程度企業が現実味を持って目標として取り組んでいただくとところで設定をさせていただいているところでございます。

ちなみにワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所につきましては、令和三年度で申し上げますと、五〇・五%。令和四年度で八六・一%。令和五年度で八二・四%。令和六年度は八九・一%ということ、働き方改革という意味では県内企業進んできているものと考えております。

次の目標設定等に当たりましては、委員の御指摘も踏まえながら、適切な目標設定をして参りたいと考えております。

○柳 委員 ぜひ、この男性の育児休業取得率も令和六年度が四三・三%、徐々にこれも上がってはきているんですけども。まずは、県庁の職員の皆さんも、今議会事務局の方も今育児に入つてらっしゃる方もいらつしゃいますので、その辺もぜひこの数字も、高まつていくように努力をしていただきたいと思えます。

○小川委員 関連して、一点ですね。今、柳委員が質問してくださっていましたことに関連しまして、長時間労働の縮減や柔軟な働き方ができる環境整備などで、「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定された企業が新規で二十二社、そして、令和六年度の認定は七十五社つてありますけど、新たに今、男性の育児休業取得など今おつしゃっていましたけど、それに特に尽力している企業、「かごしま『働き方改革』プラス共働き・子育て』推進企業」の新規認定企業数が一社というのは、なかなか少ないんじゃないかと思えますけど、どのように思つてらつしゃいますか。

○下畝雇用労政課長 「かごしま『働き方改革』プラス共働き・子育て』推進企業」にかかる件数についての御質問でございますが、この新たな認定制度につきましては、まず、女性が、結婚や育児、出産や育児、そういったことで離職しているということ、女性については、大体二十五歳から二十九歳のところをピークとして、正規雇用から非正規雇用という形の数字が高まつていくという状況がございいます。

県といたしましては、男性も子育てに参加していただいで、女性が引き続き育児休業等を取りながらも、そのまま企業の方に在籍いただいで、また復帰以降はその会社で精一杯、お仕事を正規職員で頑張つていただくといい意味合いも含めまして、令和六年度に創設をさせていただいたところでございます。

この制度につきましては、現状の「かごしま『働き方改革』推進企業」の認定制度におきましては、育児と仕事の両立促進という観点での認定要件を御説明いたしますと、直近の三事業年度の累計によって女性の育児休業取得率が一〇〇%である。また、直近の三事業年度の累計において男性の育児休業取得率が五〇%以上である、もしくは直近の三事業年度において三十日以上育児休業取得した

男性が一名以上いるというところで認定をさせていただいているところでございますが、共働き・共育で推進企業につきましては、さらにそこを上回る積極的な取り組みをしている企業を認定するとしておりまして、現在、直近の事業年度において、男性の育児休業取得率が七〇%以上である。もしくは、男性の育児休業取得の平均日数が三十日以上である。或いは、男性の育児休業取得平均の日数が二十一日以上の場合においては、その半数以上の男性が二十一日以上取得しているということで、比較的ハードルの高い目標を設定させていただいております。

昨年度、このプラスの方の認定企業につきましては一社でございましたが、今年度上期の募集におきましては、三社申込みがあったということで、県といたしましては、さらにこの制度の普及促進を図りながら、この認定企業の増加を図って参りたいと考えております。

○小川委員 ありがとうございます。三社あったっていつてまだ未認定状態で三社ってことですよね。希望的に三社がみんな認定されるというとは思いますが、Webセミナーも含めて、セミナーなど受講者数とありますけど、少ないですのでもっとも増やしていつて、男性も女性も育休を取りやすいという社会を作っていくかないと、やはり中小企業とかもそこを応援していかないと、逆に中小企業とかも衰退していくなと思えますので、そこは力を入れていつていただきたいなと思えます。要望です。

○下畝雇用労政課長 ただいま委員御指摘のとおりでございます。こちら、令和四年の国の就業構造基本調査の結果を申し上げますと、就業希望しながら就業していない方が四万人いらっしゃる中で、そのうち女性の方が二万四千人という形となっております。このような方々が、就業希望しながら就業していないという状況を改善するためには、まさに企業の働き方改革を進める必要があると考えておりますので、委員御指摘のとおり、私ども労働局でありますとか、商工団体、そういった関係機関とも連携を図りながら、この取組みを、さらに進めて参りたいと考えております。

○小川委員 よろしくお願いたします。

○柳委員 この成果調書で言いますと、十一ページになります。障害者等の個

性と能力を生かせる社会の形成というところで、障害者一人一人の人格と個性が尊重される社会づくりですね、障害者の就職に關しまして、障害者の職業能力開発校等もあるわけですから、ここでは、障害者に対して職業に必要な技術を習得させて、就職の促進を図ることが目的とされているわけですから。

以前、中途失聴・難聴者、或いは聾の方が学校に行かれたときに、手話通訳を派遣して欲しいという要請があったときに、なかなかそれが難しかったと。そのタイミングもあったのかなと思うんですけども、そういったこともございますので、この開発校において、聞こえない方がそこに行つて技術を習得したいときの対応策として、六年度がそういった方が受講の申し込みとか、そこで技術を学びたいとか、そういった事例はなかったのか。そしてまたあったときには、そういった通訳の派遣とか要請とか対応がどうだったのかを教えてください。

○下畝雇用労政課長 障害者職業能力開発校におけます、聴覚障害の方への配慮でございます。昨年の数字については現在確認が難しいところでございますが、今年度、お一人いらっしゃるところでございます。その方につきましては、手話通訳者の確保ということで、合理的配慮を行うための予算も用意してございます。それを用いて必要な状況に応じて手話通訳者の派遣をいただけて授業の説明であったり、日常生活におけるフォロー等をやっていると聞いております。手話通訳者の配置につきましては、昨年、聾の方がお一人いらっしゃって、それについては対応しているということでございます。また今年度は三名の聴覚障害の方がいらっしゃるって、それについても手話通訳で対応させていただいております。そのほか、筆談とか、そういった方法もございまして、そこは場面場面に応じて対応させていただいております。

○柳委員 はい、よかったです。以前、なかなか対応が難しかった、なかなか声が届かなかったということがあったものから確認をしました。

いずれにしてもそこでもいろいろな技術を習得されて、また就職につないでいつていただきたいのですけれども、あとは行つた先でまたその雇用主の方々の御理解がなかなかないと継続していくのが難しいということもありますので、ぜひその辺も、伴走とまではなかなか難しいかもしれませんが、そういった相談窓口もしっかりとないと、非常にまた難しいのかなと思えますけれども。そうい

った方々への相談窓口といえますか、県としては、窓口を持つてらっしゃるのでしょうか。

○永井委員長 なるべく答弁は簡潔にお願いします。

○下畝雇用労政課長 障害者校におきましては就労を支援する支援員もおります。希望の就職先との調整に当たりましては、そういった状況を御説明の上、必要な対応をお願いする形で対応させていただいているところでございます。

○柳 委員 ぜひ、そういう方々の支援を行うことによって、また就職意欲も湧いて、また納税率も繋がっていきますので、ぜひその辺の支援をお願いしたいと思えます。以上です。

○岩重委員 一点、販路拡大・輸出促進課にお尋ねです。調書でいくと百五ページ、資料でいくと四十一ページになります。トップセールスとかP R・販路拡大についてです。

この調書の百五ページの(三)のところにあります、イの鹿児島県産食材P R・販路拡大事業についてなんですけれども、店が三店舗書いてありますが、どういった世代がどういった目的で利用したのか、幾らぐらいの価格帯が出たのか、そして何の食材を持っていったのか教えてください。

○大山販路拡大・輸出促進課長 鹿児島県産食材P R・販路拡大事業についてのお尋ねでございました。これは、首都圏の有名レストランのシェフに県産食材を売り込んで、レストランフェアを開催していただいて食材活用の定番化と、付加価値の向上を図るという事業でございます。

レストランが食の匠ということで上柿元シェフと連携したレストランフェアを、今年の一月三十一日から二月二十八日まで行っております。このときに、レストランテアクアパッツァというお店で実施しております百十二食の提供を行っております。

もう一つ、食の匠坂井シェフ連携したレストランフェアというのを行ってございまして、今年の二月一日から三月一日まで、ラ・ロシェル南青山というフランス料理店で開催しております。そこでは六百食提供されておりました、県産和牛ですとか黒さつま鶏など、二十六種の食材を提供しております。以上でございます。

○岩重委員 これ、毎年やってらっしゃると思うんですが、どういった食材が一体都会で受けて、一体幾らぐらいの価格帯で出るのかという統計を取っていかねければ、どういったものが今後売りに出していかねばいけないというところを言っていないかといういけないと思うんですが、二十六種類の食材ということと和牛ですとかっていうのを持っていったっていう話だったんですが、それが幾らぐらい出たのか、上位三つぐらいとか例えば金額なのか重さなのかとかそこから辺もあると思うんですが、大体何かそういうのがわかるような数字をお示しただけですか。

○大山販路拡大・輸出促進課長 今手元に資料がございませんので、また確認してから、ご報告させていただければと思います。

○岩重委員 実は一般質問でも言ったのですが、トップセールスということとされていらっしゃって大体、もう来年度何日ぐらいにこれが予定されるというのがあると思うんです。鹿児島の夕べも議員には、近くなってきたら周知をさせていただいているんですけれども、何せ、もう各地域で言えば競争を勝ち抜いてきた猛者たちですので、ぜひこういったセールスに行くときに販路拡大の際に、例えば店頭での売り込みだっておそらく得意な議員もたくさんおりますので、もう早めにかわかっておりましたら、それこそ委員会のメンバーにでも声をかけて視察なりで、一緒に売り込んで肌感覚で、みんなそれこそ議員も感じてもらうような、仕組みというか、取組もされてもいいんじゃないかと思えますし、せっかくこの有名レストランに売り込んでこれだけ予算をかけてやってらっしゃるので、次回はもっと照準を絞ったものをあてていけるように、何でもかんでも持って行ったって、結局、何が売れていくのかっていうところがわかってないと、やはり県として何に力を入れていかなきゃいけないんだとか、中心部では、都市部ではどういったものが今、人気なんだとか、せっかく海外にも持ってってらっしゃるので、そこら辺の分析はやはりしっかりしていかねば、販路拡大には当たっていかないとと思うので、ぜひ、また、議員も利用しつつそういったデータも取っていただきたいと思えます。以上です。

○元山委員 二点お伺いします。審査説明資料の三十四ページです。無体財産権の特許権のところなんですけれども、新しく権利発生したものがVGPだと思

います。低炭素型コンクリート使用の原則化に向けて期待される新しい技術であると思いますけれども、令和六年度の決算中にこの特許使用料収入があったのかどうか伺います。もう一点が右の権利消滅というところでニーズが少なくなったのでということだったんですが、この特許権を保持し続けることで発生するコストとかがあれば伺います。

○安藤工業技術センター所長 特許権についてでございますけれども、今のところ火山ガラス微粉末についての特許がございますけれども、令和六年度についての収入はございません。

○元山委員 先ほど、総合政策部で所管が商工労働水産部だということですが、サンブルで提供したものは特許権使用料が発生しないんですけど、一部、発生している部分があるということで所管で聞いてるんですけど、確かですか。

○安藤工業技術センター所長 一部については確かにございますけれども、令和六年度についてはないということでございます。

特許に持つことによるコストについてでございますけれども、特許は維持しないといけませんので、それなりのコストがかかります。特許収入に関して、一応その分は確保しているところがございますけれども、維持というところがございますので、それなりのコストはかかります。

○小川委員 説明資料で七十ページになりますけれども、国の方がGX、グリーントランスフォーメーションとカーボンニュートラルをすごく進めていますよね。これは陰に原発回帰がありながら、こちらをすごく進めているというのは、私にとっては不本意なんですけれども、この中で、七十ページにありますけれども、燃料電池の自動車導入支援事業というのが、執行率がわずか二三・五%なんですけれども、これはどういうことなんでしょうか。

○河内エネルギー対策課長 まず燃料電池自動車に関しましては水素自動車の導入に関する補助でございます。令和六年度につきましては実績として一台の実績がございます。予算分につきましては、国補助二分の一、上限百万円ということでございます。三台のところを予定しておりましたところを一台の実績であったというところが状況でございます。以上でございます。

○小川委員 この令和六年度の一台中だけで執行残がこんなに大きいわけですか

ども、令和五年とかその前もそんな感じなんですか。少ないんですか。

○河内エネルギー対策課長 これまで令和元年度から六年度までで十台の補助を実施してございます。各年度概ね一台から二台ということで元年度から六年度でこれまで十台の補助を実施してございます。以上でございます。

○小川委員 はい。ありがとうございます。あつてないような施策なんだと思ってお聞きしました。そしてこれに関連して、やはり電気自動車も進めているわけですね、先ほどの。このグリーントランスフォーメーション関係で。この中で充電器が必要になるわけですね。ガソリンじゃなくて。急速充電設備が、令和四年度は零基だったのに今十九基になっていて、その代わり、V2Hの充電設備っていうのは、令和四年度は四十一基だったのに、令和六年度は零基になっていますけど、これはどういうことを物語ってるんでしょうか。

○河内エネルギー対策課長 特に各年度によるこの増減という部分の分析まで行っているわけではございませんけれども、これまでの実績でいいますと令和六年度は急速充電器が十九基、普通充電器が六基ございます。過去令和三年度以降で申し上げますと、令和三年度から六年度までで急速充電器が三十三基、普通充電器設備が二十八基、それからV2Hが六十基ということで、実績となっております。以上でございます。

○小川委員 はい。確かにそうですね。令和四年は充放電設備が四十一基だったわけですから、ここ数年にすると多いわけですけど、やはりこちらの放電設備の方は工事があるとか、設備をするために工事が要るんだとかいろいろメリットデメリットがあるので、このメリットデメリットをもう少し使われる方たちに、購入しようかなとか、設置しようかなという方たちに説明をして差し上げ方がよろしいんじゃないですか。

○河内エネルギー対策課長 委員今おっしゃられたとおり、いろいろご相談、また募集に関してお声がありましたら、どういう点があるというのは、委託先の方からも含めて、説明の方はしっかり今後ともしていきたいと考えております。以上でございます。

○小川委員 そうですね。説明して差し上げないと、どっちがメリットがあつて、デメリットどっちなのか、私たちもよく電気自動車を使っていないのでわからない

いんですけど、購入した人たちにはぜひ説明をしてあげるのが、親切かなと思います。それと、すごく国が予算をつけていますよね、このGXには。国からのやらされ感でやっているんじゃないかなというぐらい。いろいろあれやこれやとあるけども進んでいないというのを、先ほどから質問させていただいて感じているんですけども、この自立分散型エネルギーもやはりGXですけど、設備導入支援事業のこの対象の会社とか、規模はどんな感じになっているんですか。

○河内エネルギー対策課長 自律分散型エネルギー設備の導入支援でございます。導入されている事業者さんにつきましては、小売の方、それから建設、医療、福祉、協同組合の方など幅広く導入をされておられます。以上でございます。

○小川委員 はい。ありがとうございます。FCV公用車を利用して、県内各地イベントをされて、イベントに出かけてみたとか、出前授業したとかいって、本当に成果があるのか、効果があるのか、必要性があるのか、私は甚だ疑問に感じております、ということを申し上げて質問いたしません。これは。はい、終わりです。

○いぬぶし委員 成果に関する調書の九十五ページです。(七)中小企業事業継続力強化支援事業について伺いをいたします。これについては令和六年度で様々なセミナーを開催したり、アドバイザーの支援を行ったりということを書いてございます。その中でアドバイザーとはどういった方なのかまず教えていただけないでしょうか。

○前田中小企業支援課長 今回の六年度の中小企業事業継続力強化支援事業につきましては、この事業の中で、事業継続力強化計画、簡易版のBCPとか、正規のBCP策定に向けたワークショップの開催を三地域で行っておりますけれども、また、この事業継続力強化計画をベースとしたBCPの策定講座、これは鹿児島市内で一回行っております。あと、このアドバイザーによる伴走支援、これまで含めた形での業務委託という形で、六年度は委託業者に委託しております。委託した業者の中で、このアドバイザーによる伴走支援という形で、委託業者のアドバイザーや窓口を設置いたしましたしてアドバイスをしているという状況でございます。以上でございます。

○いぬぶし委員 委託先は教えていただけますか。アドバイザーについて、もし

把握していれば、どのような資格を例えれば持っている方を中心にアドバイザーを用意していますよってことがもし分かっていたら。

○前田中小企業支援課長 委託先は、六年度は九州経済研究所、KERで受託いただきました。今申し上げた業務を担っていたと次第でございます。

ただその何らかの資格を要件としていたというわけではございませんで、この簡易版のBCP、事業継続力強化計画とか、BCPについての策定に向けた流れとか、或いはそれに向けた、細かい手順等について指導、助言等をいただいた、窓口の中で相談を受けていただいたと理解しています。

ちなみに、件数といたしましては相談件数延べで二百二十五件。企業数としては二百七社の相談を受け、実際の策定まで至った件数といたしましては、事業継続力の強化計画の策定件数が四件、BCPの策定件数が五件という形で六年度の実績となっております。以上でございます。

○いぬぶし委員 承知をいたしました。成果のところでは県内中小企業の持続的発展の一助となりましたという結論になっておるわけですけども、二百七社参加をして、そのうち事業継続力強化の方は四件。そしてBCPの方が五件の策定であるということとなっておりますけれども、これについて、数ですね。四件五件の作成に至った数について、これで大体想定した、満足している数字なのか、もう少し、という思いなのか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○前田中小企業支援課長 私どもBCPに関しては、一応ある程度の水準等について注視している状況にございまして、水準と申しますのは民間調査会社の方でアンケート調査をやっている状況等を確認しているところでございます。

この状況で、例えば令和六年度、令和六年五月の調査では、鹿児島県における策定率というのをこの民間調査会社が出した数字でいきますと、十四・一%、それが、令和七年五月調査では、十九・八%となっている状況でございます。

九州全体の平均で見ますと、民間調査会社の結果では九州平均で六年度一五・一%に対して、鹿児島県は一四・一%、九州平均で一六・五%、令和七年五月調査の一六・五%に対しまして、鹿児島県は一九・八%という形で、かなり鹿児島県におきまして伸びている状況が確認できています。状況にございまして、こういった普及啓発活動も行いながらまた相談についても、対応させていただきな

ら、この水準自体を少しずつ上げていくことが必要なのかなと思つているところです。

ただ、これに合わせて、全国平均のこの民間調査によりますと、全国平均では、令和七年度、七年五月調査では二〇・四％となつておりまして、まだそこに至つていない。鹿児島県は一九・八％でございますので、まだそこに至つていない状況でございますので、引き続きそういった支援というものは継続して行う必要があるのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○いぬぶし委員 詳しい今年度の数字も教えていただきありがとうございます。この策定については、推進すると理解している中で、策定をすればいいというものではないかもしれないけれども、まずはということで、今年も災害もたくさんございましたし、企業の施設等の復旧の補助金、補助事業についても、この計画策定が求められていると思つたので、今後またさらに推進していただければと思います。以上です。

○永井委員長 ほかにございませんか。それでは先ほどの答弁を留保した、産業人材確保・移住促進課長補佐。

○小野産業人材確保・移住促進課長補佐 先ほどの藤崎委員の質問についてでございます。

はじめに、成果調書の十七ページ一番上の若者進学就職応援フェア「みらいワークかごしま」の開催についてでございます。こちら、予算が百九十九万三千元となつております。県内の企業、短大等が一堂に会して、企業の情報等の発信を行うフェアを開催しております。実際参加が六十社、二十四校、十二団体、七百七十人ということで、ブースも設置しております、そちらの方も延べ四千五百十九人となっております。フェアに参加していただいた方の感想といたしまして、「良かった」「まあ良かった」と回答した方が全体の九九％以上ということで、好評をいただいているフェアでございます。

○藤崎委員 それでは百九十九万三千元ということでわかりました。ここで集まった人数が七百七十名ということになりましたけれども、百九十九万かけて七百七十名であった、集まった人数がということで、六年度は総括されていることで、確認させていただきます。

○小野産業人材確保・移住促進課長補佐 そのとおりでございます。

○藤崎委員 一方、今、県専修学校協会から要望がきていますのは、協会として独自で持つていらつしやいます仕事フェアの部分が、二百十七万の経費で八百三十二名集まっているという実績を我々に示しておられまして、お互い予算が厳しくなつていく中で、お互いが協力してやったほうが、相乗効果があるのではないかとこのご提案が我々のところにきております。

開催時期が、みらいワークの方は日曜日、県専修学校協会で行っている仕事フェアの方は平日、各学校から担任の先生が引率する形で、それから貸し切りバスを使って、各学校から参加希望のある方はどんどん連れてくる方式ということで、そういうことでお互いがそれぞれでやるのではなくて、もう少し歩み寄つてやればもっと相乗効果を持つて、できるんじゃないかという御提案が我々自民党県連の方に来ておりますが、ぜひ、八年度を組み立てるに当たっては、事前によく協議して、相乗効果が出るような行事を一個でできないだろうかという御提案を受けていますが、その辺どう受け止めるかお示しくください。

○北村商工労働水産部長 御指摘いただきありがとうございます。みらいワークかごしまについては土日に保護者の方も含めて来校する、体験する形の内容となつております。一方、専修学校というのは、先ほど委員からも御指摘のとおり、学校の先生が連れ立つて、みんなで見てみるというフェアでございます。こちらが授業の一環として実施しているものでございまして、これを土日にやるというのは、現実的にはない状況でございます。しかしながら、それぞれのこれ一本化するとはなかなか難しいんですけども、それぞれしっかりと、連携するやり方で何があるのか。例えば、日程近いかもしれないけれども、それぞれのところ、こういうイベントがありますよ、という周知を行うとか、そういうやりくりについては工夫をしていきたいと思つております。

○藤崎委員 例えば、専修学校の方は金曜日にする、みらいワークの方は土曜日にする。同じ会場で、とかですね、いろいろな工夫の余地はあるんじゃないかなと私は思っているんですが、ぜひ、八年度の予算編成を含めて企画に向けてですね、対話を進めていただければと思つております。みらいワークの件はいいです。地方就職学生支援事業の部分。申請者がゼロだった件につきまして、そもそも予算

がどれほど組まれていたのかをお示しく下さい。

○小野産業人材確保・移住促進課長補佐 当初予算が一二五万二千円組んでおります。途中でもう実績が少ないということで補正予算で二十二万円に減額して、決算がゼロ円で決算という形になってございます。以上でございます。

○藤崎委員 予算編成時においては、どのように想定して五百二十五万だったのか、ですね、これ申し込みするのは生徒さん側だったのか、企業の側から、東京から問い合わせがあったときには、これを使いますよ、みたいな感じでご紹介するような仕組みもあったのかどうなのか。教えてください。

○小野産業人材確保・移住促進課長補佐 こちらが国の事業になっておりまして、実際、条件が厳しいというところが正直なところございました。移住後、三年以上五年以下であれば半額を返還、或いは五年以上でないともう全額受け取れないという形の制度でございました。

こういった厳しい状況がございましたことから、令和七年度から新しい新規事業といたしまして、Uターン就活応援事業を実施しております。それにつきまして九州内の方については二万円、九州外の方につきまして五万円の就職に関して、就職面談に参加したりといった場合の旅費を助成するなどの事業を行っております。

○藤崎委員 となりますと、新卒でない、Uターン就職を考えるもしくはインターン就職を考える生徒さんがいるとするとしても、就職後の定着条件がなかなかあって、どうなるかわからないから、それに手が出ないという総括をされている、ということでしょうか。

○小野産業人材確保・移住促進課長補佐 そういった面も強いかと感じております。

○藤崎委員 ただ、いろいろな鹿児島市内の企業を見ていますと、Uターンで来ました。Uターンで来ましたという人もいるので、現に、こういった方々にはこの事業が適しなかったのかなと思います。企業側にもこういう制度がありますよという、周知はされているんですね。

○小野産業人材確保移住促進課長補佐 こちらが市町村が実施主体の事業となっております。県内のすべての市町村がしているというわけではございません。

令和六年度ですと、十五市町村が実施しておりますので、基本的には各市町村が周知広報をする中で、国の事業ですが国も周知広報する、県も周知広報するという形で周知は行っております。

○藤崎委員 周知を見るのは、学生と企業なんですか。

○小野産業人材確保移住促進課長補佐 そうですね、周知と申しましてもホームページで周知を行っているという形になりますので、広く周知をするという形の方法でございます。

○藤崎委員 県外からも人材が欲しいと思っている企業の人事担当のところに、総務課のあたりに、これの事業の紙がある、もしくはPDFで持っていて、問い合わせがあったらその学生さんに向けて「これ使ってきてください」とって、そんな感じの使い方ではないってということなんですかね。

○小野産業人材確保移住促進課長補佐 委員のおっしゃるとおり、そのような紙を出しているという形ではなくて、県のホームページ、或いは国のホームページで周知広報を行う、或いは国の方でポスターなどを作って東京の大学等で周知を行っている話は聞いております。

○藤崎委員 であれば非常に使いにくい制度だったということで、国の方に御意見を申し上げて、ほかの県がどうだったのかどうか知りませんが、少し何か、せっかく、百二十五万円の予算があったわけですからそれを使って一人でも多く引っ張って、鹿児島県に御就職いただく良い予算だと思いますので、何らか改善をした上で、使われるようにしたほうがいいんじゃないかなと思いますので、御意見として申し上げておきます。

○永井委員長 ほかに質疑ありませんか。

「なし」という者あり」

○大山販路拡大輸出促進課長 すみません。先ほど岩重委員の御質問の中で反応とか、品目別の納入実績とかというお話があったんですけど、納入実績は把握していなかったところでした。

それと、シェフの方々にアンケートをいただいておりまして、その中では新ごぼうとかタケノコとか、実エンドウなどの旬の食材が、非常に高い評価があつてお客様からの評判も高かったということです。ほかの時期の食材についても知り

たいという声もあつたということで鹿児島島の食の宝庫でございますので、今後も時期ですとか旬をとらえて、様々な副食材を売り込んでいけるように努めて参りたいと思います。以上でございます。申し訳ございませんでした。

○岩重委員 はい、わかりました。納入実績は今後また把握していただければいいかなと思います。あと、どういった世代が利用していて、例えば幾らぐらいの価格帯で和牛といえ、全国各地いろいろなところであつて、いわば、「うちも売りですよ」といった競争もある中で鹿児島も勝つていかなければいけない。

また、反面、鹿児島だからこその旬の食材というのも、確かに人気であるのも領けるし、例えば、食感がシャキシャキしたのがいいとかなのか、やわらかいのがいいとかなのか、例えば、いわばこういった系統のものが上がつていつてるといふのも把握されていけば、県内の今回は出さなかつたけれども、次回はこの野菜を出してみようとかそういったのも、また目星がついていけるのかなと思います。また価格帯につきましても同じことがいえるかと思ひますので、また今度、今後またそういうのに出されるときに、いろいろなどころでデータを取つていかれて、そのデータをしっかりと引き継いでいけるようにできたらいいのかなと思います。以上です。

○永井委員長 ほかにありませんか。

「なし」という者あり」

○永井委員長 ほかにないようですので、これで商工労働水産部の審査を終わります。

明日は、午前十時から、保健福祉部、子ども政策局の審査を行います。

本日の委員会は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後四時二十三分散会